

○中島村結婚新生活支援事業補助金交付要綱

平成30年 5 月25日 告示第15号

改正

平成31年 3 月18日 告示第 3 号

令和 2 年 3 月19日 告示第12号

令和 3 年 3 月17日 告示第13号

令和 4 年 3 月18日 告示第12号

令和 5 年 3 月17日 告示第14号

令和 6 年 3 月15日 告示第 5 号

中島村結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者の結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯を対象に、住居費及び引越費用の一部に対して、予算の範囲内において補助金を交付するための必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 以下の要件に該当する費用のことをいう。

ア 婚姻に伴う物件の購入

- (ア) 村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所である。
- (イ) 売買契約書、工事請負契約書等により契約内容が確認できる。
- (ウ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できる。
- (エ) 婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅である。

イ 婚姻に伴う住宅のリフォーム費用

- (ア) 村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の

住所である。

(イ) 工事請負契約書又は請書により契約内容が確認できる。

(ウ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できる。

(エ) 婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームである。

(オ) 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門・フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

ウ 新規の住宅賃借費用

(ア) 村への申請時に夫婦の双方又は一方の住所が当該住宅の住所である。

(イ) 賃貸借契約書により契約内容が確認できる。

(ウ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できる。

(エ) 婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、それぞれ対象となる費用から控除する。

エ 婚姻に伴う引越し費用

(ア) 村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所である。

(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に引越し業者又は運送業者に支払った費用であること及び現に支払った金額を領収書等により確認できる。

(3) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 本村内に住所を有すること。

(2) 対象となる住居が本村内にあること。

- (3) 婚姻の日の時点において、年齢が夫婦ともに39歳以下であること。
- (4) 世帯の所得（所得証明書をもとに、申請日が属する年の前年中における夫婦の所得を合算した額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が500万円未満であること。
- (5) 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (7) 村税を完納していること。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を限度とする。ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯に対しては、1世帯当たり60万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出するものとする。

- (1) 婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）
- (2) 所得証明書
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (5) 住宅手当支給証明書（第2号様式）（住居費における賃貸借の場合）
- (6) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による交付申請は、令和8年3月31日までに行わなければならない。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 決定通知書を受け取った補助対象者は、その申請事項について変更が生じた場合は、速や

かに結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（第４号様式。以下「変更申請書」という。）に、前条第１項各号に掲げる書類のうち、その変更に係る書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

- ２ 村長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、結婚新生活支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書（第５号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第７条 補助金の交付の決定を受けた者は、速やかに結婚新生活支援事業補助金請求書（第６号様式）を村長に提出するものとする。

- ２ 村長は、前項の規定により請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第８条 補助対象者は、第６条の規定により確定した額に対して、既に交付されている補助金の額が超えているときは、その差額を本村に返還するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年６月１日から施行し、令和８年５月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第5条関係）

結婚新生活支援事業補助金交付申請書

年 月 日

中島村長 様

住所
氏名
電話番号

印

中島村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

婚姻届提出日	年 月 日		
新居に住民票をおいた日	(夫)	年 月 日	
	(妻)	年 月 日	
所得（貸与型奨学金を返済した場合はその金額を控除後）	(夫)	円	(合計) 円
	(妻)	円	

住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額 (A)	円
住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
	家賃 (B)	月額 円
	住宅手当 (C)	月額 円
	実質家賃負担額 (D)	月額 (※ B - C) 円 × か月 = 円
	敷金 (E)	
	礼金 (F)	
	共益費 (G)	
	仲介手数料 (H)	
	その他 () (I)	
住居費 (リフォーム)	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額 (J)	円
引越し	引越しを行った日	年 月 日
	費用 (K)	円
合 計 (L) (A + D + E + F + G + H + I + J + K)		円

【裏面へ続きます。】

補助申請額 ※ 1, 000円未満の端数は切り捨て	円
------------------------------	---

申請者	☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は、村税の未納はありません。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 申請者氏名 _____ 印（旧姓 _____）
配偶者	☐ 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 ☐ 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 ☐ 私は、村税の未納はありません。 ☐ 私は、申請者が私にかかる補助対象経費を含めて補助申請し、申請者が補助金を受領することに同意します。 ☐ 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 配偶者氏名 _____ 印（旧姓 _____）
添付書類	☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 ☐ 所得証明書 ☐ 【貸与型奨学金を返済した場合】返済したことがわかるもの。 ☐ 【住居費（購入）の場合】売買契約書及び領収書の写し ☐ 【住居費（賃貸）の場合】賃貸借契約書及び領収書の写し ☐ 【住居費（賃貸）の場合】住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） ☐ 【住居費（リフォーム）の場合】工事請負契約書及び領収書の写し ※倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入・設置費用は対象外。 ☐ 【引越しの場合】引越費用に係る領収書の写し ☐ 預金通帳の写し ☐ その他（ _____ ）

住宅手当支給証明書

年 月 日

中島村長

給与等の支払者 所在地
名称
氏名
電話番号

印

次の者について、住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

住宅手当	年 月現在
	月 額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等です。
- 2 直近の住宅手当月額を記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

中島村指令 号
年 月 日

様

中島村長

結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました中島村結婚新生活
支援事業補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

- ☐ 申請額の全部を交付します。
（交付決定金額 円）
- ☐ 申請額の一部を交付します。
（交付決定金額 円）
（一部を交付する理由： ）
- ☐ 次の理由により交付しません。
（理由： ）

第4号様式（第6条関係）

結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

中島村長

住所
氏名
電話番号

印

年 月 日付け中島村指令第 号による交付の決定を受けた中島村結婚新生活支援事業費について、申請事項を変更したので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額 (A)	円
住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
	家賃 (B)	月額 円
	住宅手当 (C)	月額 円
	実質家賃負担額 (D)	月額 (※ B - C) 円 × か月 = 円
	敷金 (E)	
	礼金 (F)	
	共益費 (G)	
	仲介手数料 (H)	
	その他 () (I)	
住居費 (リフォーム)	契約締結年月日	年 月 日
	契約金額 (J)	円
引越し	引越しを行った日	年 月 日
	費用 (K)	円
合 計 (L) (A + D + E + F + G + H + I + J + K)		円

補助申請額	
※ (L) と 30 万円を比較し、低い方を記入 ※ 1, 000 円未満の端数は切り捨て	円

【裏面へ続きます。】

中島村指令 号
年 月 日

様

中島村長

結婚新生活支援事業補助金変更交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のありました中島村結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり決定しましたので通知します。

- ☐ 申請額の全部を交付します。
（交付決定金額 円）
- ☐ 申請額の一部を交付します。
（交付決定金額 円）
（一部を交付する理由： ）
- ☐ 次の理由により交付しません。
（理由： ）

第6号様式（第7条関係）

結婚新生活支援事業補助金請求書

年 月 日

中島村長 様

住所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け中島村指令第 号による交付の決定を受けた次の補助金について、中島村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

請求金額	円
------	---

【ゆうちょ銀行以外】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店
預金の種類	普通・当座・その他（ ）		

【ゆうちょ銀行】

金融機関名	ゆうちょ銀行	預金種目	
店名	(読み)	店番	

【全員記入】

口座番号									(左づめで記入)
口座名義	(フリガナ)								